

2025年度 ごみカレンダー
宇和間・熊田地区

●可燃ごみ
▲第2水曜ごみ (缶類、金物・ガラス類、埋立、水銀、粗大ごみ、ペットボトル、プラスチック製容器包装)
■第4土曜ごみ (紙類、びん類、ペットボトル、プラスチック製容器包装)

ルール違反は回収できません
①決められた日の朝出す
②決められた場所に出す
③正しく分別して出す
④決められた方法で出す
⑤ごみ袋の色を守る

LINEでごみ収集日をお知らせします
ごみの出し忘れ防止にご活用ください
明日は可燃ごみの収集日です
朝7時までにしっかりと水切りしてください
*生ごみはしっかりと水切りしてください
例：可燃ごみ収集日のお知らせ
詳細はこちら

民間広告スペース

※広告内容に関する質問などにつきましては、広告ポスターに直接お問い合わせください

ゴミ処理致します
*遺品整理
*少量でもOK

不用品の処理費用 リサイクル買取価格 お客様のお支払料金

市収集運搬許可 第20080424194号

フリーダイヤル
0120-016-566
リサイクル & ディスカウント 松山店
みちのりSHOP (R-テック)
〒791-8005 愛媛県松山市東長戸1丁目10-20

ゴミ処分
不用品回収・お引越し

安心の低価格

お家のお片付け
松山市平均23-31 平均24-26 営業時間：9:00-18:00 定休日：月曜日
※お電話予約 23-31 平均24-26 営業時間：10:00-18:00 定休日：月曜日
通話無料 ☎ お気軽にお電話ください
0800-200-8288

2025	4	納期 令和7年4月30日 固定資産税(第1期)納期月	5	納期 令和7年6月2日 軽自動車税 納期月	6	納期 令和7年6月30日 市県民税森林(第1期)納期月 市国保料(6月期)・介護保険料(第1期)納期月	7	納期 令和7年7月31日 固定資産税(第2期)納期月 市国保料(7月期)・介護保険料(第2期)・後期保険料(7月期)納期月														
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土		
			1	2	3	4	5				1	2	3				1	2	3	4	5	
					可燃						可燃						可燃					
6	7	8	9	10	11	12		4	5	6	7	8	9	10		6	7	8	9	10	11	12
	可燃		第2水	可燃					可燃			可燃					可燃		第2水	可燃		
13	14	15	16	17	18	19		11	12	13	14	15	16	17		13	14	15	16	17	18	19
	可燃			可燃					可燃		第2水	可燃					可燃			可燃		
20	21	22	23	24	25	26		18	19	20	21	22	23	24		20	21	22	23	24	25	26
	可燃			可燃		第4土			可燃		可燃			第4土			可燃			可燃		第4土
27	28	29	30					25	26	27	28	29	30	31		27	28	29	30	31		
	可燃								可燃			可燃					可燃			可燃		

8	納期 令和7年9月1日 市県民税森林(第2期)納期月 市国保料(8月期)・介護保険料(第3期)・後期保険料(8月期)納期月	9	納期 令和7年9月30日 固定資産税(第3期)納期月 市国保料(9月期)・介護保険料(第4期)・後期保険料(9月期)納期月	10	納期 令和7年10月31日 市県民税森林(第3期)納期月 市国保料(10月期)・介護保険料(第5期)・後期保険料(10月期)納期月	11	納期 令和7年12月1日 -													
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
					1	2					1	2	3	4						1
						可燃					可燃									
3	4	5	6	7	8	9	7	8	9	10	11	12	13	5	6	7	8	9	10	11
	可燃			可燃				可燃		第2水	可燃				可燃		第2水	可燃		
10	11	12	13	14	15	16	14	15	16	17	18	19	20	12	13	14	15	16	17	18
	可燃		第2水	可燃				可燃			可燃				可燃		第2水	可燃		
17	18	19	20	21	22	23	21	22	23	24	25	26	27	19	20	21	22	23	24	25
	可燃			可燃		第4土		可燃			可燃		第4土		可燃		可燃		第4土	
24/31	25	26	27	28	29	30	28	29	30					26	27	28	29	30	31	
	可燃			可燃				可燃							可燃			可燃		

12	納期 令和7年12月25日 固定資産税(第4期)納期月 市国保料(12月期)・介護保険料(第7期)・後期保険料(12月期)納期月	2026	1	納期 令和8年2月2日 市県民税森林(第4期)納期月 市国保料(1月期)・介護保険料(第8期)・後期保険料(1月期)納期月	2	納期 令和8年3月2日 -	3	納期 令和8年3月31日 -												
日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
						6														7
						可燃														可燃
7	8	9	10	11	12	13	4	5	6	7	8	9	10	1	2	3	4	5	6	7
	可燃		第2水	可燃				可燃			可燃				可燃		第2水	可燃		
14	15	16	17	18	19	20	11	12	13	14	15	16	17	8	9	10	11	12	13	14
	可燃			可燃				可燃		第2水	可燃				可燃		第2水	可燃		
21	22	23	24	25	26	27	18	19	20	21	22	23	24	15	16	17	18	19	20	21
	可燃			可燃		第4土		可燃			可燃		第4土		可燃		可燃		第4土	
28	29	30	31				25	26	27	28	29	30	31	22	23	24	25	26	27	28
	可燃							可燃			可燃				可燃			可燃		第4土

家電4品目はきちんとリサイクルしましょう!

●家電リサイクル法に基づき、家電4品目「エアコン・テレビ【ブラウン管式・液晶式・有機EL式・プラズマ式】・冷蔵庫・冷凍庫【保冷庫・冷凍庫含む】・洗濯機・衣類乾燥機」はリサイクルすることが義務付けられています

不法投棄のない美しい島に!!

※ごみ集積場所は地元で設置し、管理しています 自分が利用するごみ集積場所については、地元町内会などで確認してください
1回に出せるごみは、**ごみ袋3袋(木・ブロック・レンガなどは3束)**までです

可燃ごみ

毎週月・木

白色半透明袋(45L)で
白色半透明のレジ袋も使用可

プラマーク、PETマーク
どちらの表示もないプラスチック

一般可燃ごみ

- 生ごみ(貝殻等)「においしみに、もうとほり」※しっかりと水切りを
- アルミ箔(レンジフード、即席鍋焼きうどんの容器なども含む)
- 廃食油、ペンキ※新聞紙や布などにしみ込ませる
- 衣類、靴、カバン、ごみ袋に入る大きさの布団、草※折ったり切ったりしてごみ袋に入るもの
- 木の枝(直径15cm以内)※長さ50cm程度に切りそろえ、ひもで縛る

プラスチック製品で、それ自体を道具として使うもの

- プラスチック製ライター(使い切った水につけてから出す、2〜3個程度まで)
- 洗濯物干し、洗濯ばさみ
- ストロー、歯ブラシ
- CD・DVDとプラスチックケース
- 洗面器、バケツ、ボールペン、その他プラスチック製の日用品
- プラスチック製のおもちゃ(電気・電池を使うものは「粗大ごみ」)

リサイクルできない紙

- 食品などを直接入れたり包んだりしている紙製の容器や包装
- 紙コップ、紙皿
- 写真、アルバム
- ティッシュペーパーなどの衛生紙
- ビニール、金銀など特殊加工紙

使用済 小型家電 の回収に 協力ください!

回収対象はボックスの投入口(幅約30cm×高さ約15cm)に入る小型電子機器などです
※事業活動に伴うものは不可

回収ボックス設置施設
各支所(※)、市役所本館1階、総合コミュニティセンター、まづやまRe・再来館、清掃課
※生石・余土・味地区は公民館に設置(支所には設置していません)、東井・河野地区は出張所に設置

持ち込める施設
●南クリンセンター(松山市市庁舎1000-1 ☎089-971-8862)
●エコニ(金城産業株式会社)(松山市北吉田町236-1 ☎089-965-1525)

プラスチック製容器包装

第2水曜日
第4土曜日

無色透明袋(45L)で
袋を二重にしないでください

このマークがあるもの

商品を入れたり、包んだりしているプラスチック製の容器や包装で、中身を使ったあと、不要になるもの

残り水ですすぐなど、汚れを取り除いて出してください

- ラベル、キャップ類
- ボトル類
- 緩衝材(発泡スチロールなど)
- ネット類(野菜、果物用など)
- ポリ袋、レジ袋
- マヨネーズ、ケチャップなどの容器
- カップ、パック類(インスタントめんなど)
- トレイ類(食品トレイ)

ペットボトル

第2水曜日
第4土曜日

無色透明袋(45L)で
袋を二重にしないでください

軽くすいて、キャップラベルをはずして出してください

PET
このマークがあるボトル

キャップラベルは「プラスチック製容器包装」へ

びん類

第4土曜日

無色透明袋(45L)で
袋を二重にしないでください

飲料・食料品用のもの(調味料びんを含む)

軽くすいて、キャップをはずして出してください

金属製キャップは「金物・ガラス類」、プラスチック製キャップは「プラスチック製容器包装」へ

紙類

第4土曜日

十文字にひもを掛けて
ごみかどうかの確認のため1枚でもひもで縛る

4分別して出してください

- 新聞紙・情報紙・折り込みチラシ※一緒に縛っても構わない
- 紙パック※500ml以上の紙パックだけ(必ず洗って開いて乾かして)内側が白色以外のものや500ml未満の紙パックは「可燃ごみ」※プラスチック製のキャップ、注ぎ口は取り外してプラスチック製容器包装へ
- 段ボール※断面が波状V/V/Vになっているのは段ボール(厚紙と一緒にしないように(厚紙は本類・雑がみ))
- 本類・雑がみ※シュレッター紙、付箋なども雑がみ

小さな雑がみの出し方

- 紙箱や包装紙などは、まとめてひもで縛る
- 小さな紙は紙袋に入れ、口を2〜3回程度折りたたむ
- 雑誌の間に挟む

ビニール袋・米袋は使用不可!

粗大ごみ

第2水曜日

小さな粗大ごみは
無色透明袋(45L)で
袋を二重にしないでください

電気・電池を使用する製品、石油ストーブ、家具類、鏡、ヘルメットなど

※家電4品目「①エアコン②テレビ【ブラウン管式・液晶式・有機EL式・プラズマ式】③冷蔵庫・冷凍庫(保冷庫・冷凍庫含む)④洗濯機・衣類乾燥機」及びスプリングマットレスなどは、市では回収しません

金物・ガラス類

第2水曜日

無色透明袋(45L)で
袋を二重にしないでください

刃物(包丁、カミソリなど)、割れガラス
※危なくないように紙に包み、「われもの」などと表記して袋に入れる

飲料、缶詰以外の缶筒、缶箱

一斗缶
※中に缶やガラスなどを入れない
※袋に入らなければ「粗大ごみ」

カセットボンベ、スプレー缶
※必ず使い切る
※使い切りは風通しのいい屋外で
※穴あけはしなくてもよい

金属製のなべ、やかん、フライパン

缶類

第2水曜日

無色透明袋(45L)で
袋を二重にしないでください

アルミ缶、スチール缶(飲料缶、缶詰)

中身を残さず軽くすいて出してください

埋立ごみ

第2水曜日

無色透明袋(45L)で
袋を二重にしないでください

土のう袋は使用不可!

- 乾電池
- 陶磁器製の茶碗、皿、土なべなど
- 植木鉢※プラスチック製は「可燃ごみ」
- 砂や小石、土(袋が破れない程度に)
- 直径15cmを超える木※長さ50cm程度にする
- ブロック、レンガ※ブロック、レンガ、木など重いものは袋に入れないで構わない
ごみかどうかの確認のため、1個でもひもで縛る

水銀ごみ

第2水曜日

無色透明袋(45L)で
袋を二重にしないでください

白熱電球、豆電球、グロー球(点灯管)

蛍光灯、電球型蛍光灯
※けがの防止のため、割れているものは新聞紙などに包む
※LEDは「粗大ごみ」

水銀体温計

ボタン型電池
「水銀0(ゼロ)使用」のものも含む

蛍光灯を買い換えたら
古い蛍光灯は、新しい蛍光灯の入っていた箱や筒に入れてから袋に入ると割れにくく安全です

小型充電式電池について

充電して繰り返し使用した電池は、リサイクルBOXへお持ちください(無料)

●設置場所…市役所本館1階、各支所、市民サービスセンター、まづやまRe・再来館、清掃課など
※事業活動に伴うものは不可

右記の識別表示マークを参考にしてください

Ni-Cd Ni-MH Li-ion

リサイクルBOX

お問合せ先

ごみを直接持ち込む場合は

処理施設 ※日曜日、12月31日午後、1月1日〜1月3日は休みです

中島リサイクルセンター(旧中島クリーンセンター)
月〜金曜日 8:30〜12:00 13:00〜17:00
土曜日 8:30〜12:00
☎089-997-5911
中島大浦22(中島大浦10-1)

可燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ(缶類、びん類、金物・ガラス類、プラスチック製容器包装、ペットボトル、紙類、水銀ごみ)、埋立ごみ

※受付は中島リサイクルセンターへ

家庭ごみの収集や出し方・ごみ集積場所の設置について
清掃課
☎089-921-5516
FAX 089-921-6311
月〜金曜日 8:15〜17:00 土曜日 8:15〜12:15
室町1丁目2-1

市の手続きや施設の案内などの
お問合せ先
松山市コールセンター
☎089-946-4894
FAX 089-947-4894
8:00〜19:00(1月1日〜3日は休み)

ごみ集積場所へ出してはいけないごみ

- 飲食店や会社(農業や漁業を含む)などの事業所から出るごみ
- 一時的に家庭から多量に出るごみ(ごみ集積場所には1回3袋(束)まで)(下記「家庭から出るごみの市の処理施設への持ち込みについて」参照)
- 家庭から出るごみで、市の処理施設で処理ができないごみ(購入店、販売店などにご相談ください)
 - 危険なもの(ガスボンベ、バッテリーなど)
 - 有害なもの(農薬、毒物、劇物、シンナーなど)
 - 容積・重量が著しく大きいもの(農機具、ピアノ、電気温水器など)
 - 車のホイール、廃タイヤなど
 - リサイクル制度が構築されているもの(家電4品目、消火器、バイクなど)
 - スプリングマットレスなど(取り扱い可能な一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼してください)

「家庭から出るごみの市の処理施設への持ち込みについて」 30kgを超えると有料

- 可燃ごみ・粗大ごみ・資源ごみについては、市の処理施設へ直接持ち込みます
- 自ら処理施設へ持ち込むことができない場合は、一般廃棄物収集運搬業許可業者へ依頼してください ※電話「廃棄物処理」の項目までご確認ください